

復興推進計画

作成主体の名称：石巻市

1 計画の区域

食料供給等施設整備事業に係る区域
石巻市北上地区、河北地区

2 計画の目標

① 食料供給等施設整備事業に係る定性目標

当市北上地区が位置する北上川流域では 1,100 h a もの農地が冠水し、そのうち同地区の冠水農地は約 300 h a にも及ぶ。

本地区は、被災前まで施行中の県営経営体育成基盤整備事業などによる農業生産基盤整備事業の進捗と併せ、地域農業の担い手となる農業法人が多く組織されているなど、石巻圏内の食料供給基地として重要な役割を担っていた。現在、本地区では農業関連復旧事業が実施され、施行中のほ場整備事業も継続され農業再興に向けた取組が継続されているところである。

このため、復興整備計画の土地利用方針と整合を図りつつ、これらの農業生産基盤整備事業によるほ場の大区画化及び、担い手への農地の利用集積の促進を図り、併せて本地区の共同乾燥調製貯蔵施設等を整備することにより、基幹産業としての農業の再興を図るとともに、地域の活性化とコミュニティの再生に資する。

② 食料供給等施設整備事業に係る数値目標 (平成 28 年度まで)

- ・北上地区における農業経営体の大規模化：水田を営む 1 農業経営体あたりの面積を約 2.5 h a まで拡大し、より効率的な農業経営を実現する。
- ・河北地区における農業経営体の大規模化：水田を営む 1 農業経営体あたりの面積を約 2.7 h a まで拡大し、より効率的な農業経営を実現する。
- ・乾燥調製貯蔵施設の最大活用：北上地区橋浦に整備予定の共同乾燥調製貯蔵施設の稼働率を 100% とする。

(法第 23 条 (食料供給等施設整備に係る特例) 関係)

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市北上地区において大規模化を図る農業者の営農活動を支援するため、同地区の農地に共同乾燥調製貯蔵施設を整備し、農業経営の効率化、米の品質向上、多様な消費者ニーズへの対応を図る。

4 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 法第 2 条第 3 項第 1 号の復興推進事業

食料供給等施設整備事業

①事業の内容

石巻市北上町橋浦字大須の農地 (農用地区域内農地) における、北上地区及び河北地区の農地を受益範囲とする共同乾燥調製貯蔵施設の整備

②事業実施主体

共同乾燥調製貯蔵施設：石巻市

(資料 1) 石巻市における農業の津波被害の状況資料

(資料 2) 施設設置と食料安定供給の確保又は石巻市の農業の復興との関係に係る資料

③関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

イ 農業の担い手となる市民の安全な住まいの確保

安全な高台への移転など北上地区の農業を支える担い手の住まいを確保する。

ロ 農業関連復旧事業の推進

平成 26 年度を目途に北上地区のすべての農地で営農再開ができるよう、被災状況に応じた用排水施設の機能確保、除塩、へドロ除去等、農業関連復旧事業を推進する。

(法第 23 条 (食料供給等施設整備に係る特例) 関係)

ハ 農業生産基盤整備事業の継続実施による大区画化・利用集積

被災前に施行中であつたほ場整備事業を継続し、ほ場の大区画化、担い手への農地の利用集積及び、農業経営体の法人化や共同化などによる経営の強化・効率化を図る。

5 復興推進事業ごとの特別の措置の内容

石巻市が地域協議会の協議を経て、かつ知事の同意を得て食料供給等施設整備計画を作成したときには4に記載した施設については、農地の転用許可基準の緩和を図る。

6 産業復興集積区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「食料供給等施設整備事業」

※ 内容は4(1)及び5の内容と同じ。

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に資するものである旨の説明

北上地区は、北上山地及び北上川に接し、豊かな自然環境を背景とした水田農業が盛んな地域であり、平成20年度に完了した県営かんがい排水事業や現在施行中の県営経営体育成基盤整備事業などによる農業生産基盤整備事業の進捗と併せ、地域農業の担い手となる農業法人が組織されている。

本地区の水田整備率は県平均水準であるが、大区画化率は県平均の2倍に及ぶなど、石巻圏域の食料供給基地として重要な役割を担っていた。また、農地の利用集積率も、ほ場の整備に合わせて着実に進捗しており、平成13年度実績16.9%から平成22年度実績56.9%まで向上していたところである。

本被災により本地区の農業者は農業用設備が流出するなど大きな被害を受けたところであるが、本地区における農業関連復旧事業が着実に実施されれば、平成26年度からすべての農地において営農再開が可能となり、さらには、復興交付金を活用したほ場整備や農地の利用集積が復旧事業と並行して実施される見込みである。

(法第 23 条 (食料供給等施設整備に係る特例) 関係)

今後、本地区において競争力の高い農業を展開していくためには、ほ場の大区画化及び、担い手への農地の利用集積を図ることが、被災前と変わらず、必要不可欠である。

しかし、経営規模の拡大に伴う収量増にもかかわらず、乾燥調製機をはじめとする農業機械の整備を個々の担い手が対応することとなれば、営農上極めて非効率的であるとともに、新たな設備投資に対する負担等により、担い手の営農意欲を維持することが困難となり、農地の利用集積に著しく支障をおよぼす可能性がある。

このため、大規模化を図る農業者等の営農活動を支援するため、地域の農業者が共同で利用できる施設の整備を行うことで、農地の利用集積の促進、農業経営の効率化を図るものである。また、より多くの収量を一括して乾燥調製貯蔵することで、農業経営の効率化だけでなく、米の品質向上や多様な消費者ニーズへの対応も可能となるなど、消費拡大につながる相乗的な効果も期待される。

加えて、本施設の設備規模は、北上地区のみならず、隣接する河北地区の農地も視野に入れたものであり、北上川流域の水田地域における効率的な営農活動の拠点機能のほか、他地区で既に稼働している施設の補完機能を持たせるなど、本市農業復興、農業振興のためにも必要不可欠なものである。

この結果、当該施設を整備することで、地域農業の振興が強力に推進され、ひいては地域コミュニティの再生及び活性化につながる。

8 その他

本計画の作成に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。